

(草津市記者資料提供)



提供年月日	平成 28 年 6 月 24 日
担当部署	草津宿街道交流館

染色技術を支える草津名産「青花紙」

草津市と独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が 共同調査実施に向けて協定を締結しました。

このたび、草津市は独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所とともに、現草津市域において栽培、製作されてきた「青花紙」について、今日まで受け継がれてきた伝統技術に関する基礎資料を、文化財的視点から集積することを目的とした記録・保存の調査を実施するにあたり、双方で協定書を取り交わしました。

◆調査の必要性

「青花紙」は、江戸時代には「東海道名所図会」や歌川広重の浮世絵などにも紹介された現草津市域を中心とした名産として名を馳せ、現在でも京都や加賀の染色技術に欠かすことのできないものです。この「青花紙」が生産されるプロセスなどは、歴史的にも貴重な財産であり、生産者の高齢化が進むなかで、当時の伝統技術が継承されている「いま」、正確に記録保存をすることが必要であると考え、このほど歴史的・文化財的観点から、記録にとどめることとしました。

◆協定書について

1. 協定書 平成 28 年 4 月 1 日付

草津市 草津市長 橋 川 渉

相手方 独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所 所長 亀井 伸雄

東京都台東区上野公園 13 番 43 号

2. 協定内容 青花紙の製作に関する研究

本研究では「青花紙」について、今日まで受け継がれてきた伝統技術に関する基礎資料を文化財的見地から集積することを目的に調査を実施し、その過程において収集した関連資料の記録・保存を行う。

3. 調査・研究担当

草津市 草津市立草津宿街道交流館 館長 八杉 淳

東京文化財研究所 無形文化遺産部 研究員 菊池理子



大日本物産図会・青花近江国青花紙製図
(草津市蔵)

4. 協定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
但し、調査の進捗等により、双方協議のうえ延長することは可能とする。

5. 研究成果 協定に基づき、草津市および東京文化財研究所で研究成果を共有する。

◆草津市長と東京文化財研究所長の面談について

平成 28 年 7 月 7 日 11 時に、東京文化財研究所長の亀井伸雄氏が橋川市長にご挨拶に来られます。

市民にアオバナと青花紙について知っていただくテーマ展を 草津宿街道交流館で開催します。

◆平成 28 年度夏季テーマ展

草津市・栗東市連携展示「**KURITA BLUE** –名産青花紙の生産と流通–」

1. 趣 旨

友禅染の下絵に使われることで知られる青花紙をテーマに取り上げます。現在は草津市で生産されている青花紙ですが、かつては旧栗太郡の広い範囲で生産されていました。

平成 28 年度、現在も生産が続けられている草津市と、かつて生産していた栗東市の旧栗太郡を構成した 2 市が連携して旧栗太郡の特産品として知られた青花紙をテーマに展覧会を開催します。

展覧会では栗太郡の名産であった青花紙の歴史と、その生産技術、そして製品となった青花紙が栗太郡から全国へどのように流通していったのか、友禅染や絞り染めとその職人の世界でどのように利用されてきたのかについて紹介し、あまり知られていない青花紙について理解を深めていただける機会になればと考えています。

2. 会 期 平成 28 年 7 月 30 日(土)～9 月 4 日(日)

(栗東歴史民俗博物館 平成 28 年 7 月 2 日(土)～7 月 31 日(日))

3. 会 場 草津宿街道交流館 展示室

4. 主 催 草津市・草津市教育委員会／協 力 草津あおばな会

5. 観覧料 通常の観覧料

6. 内 容

①青花紙生産の歴史

青花紙が名産品として歴史的にどのように取り上げられてきたのか、さまざまな資料から紹介します。また、古文書類から青花紙の販売状況や流通などについて 紹介します。

【主な展示資料】歌川広重「五十三次 草津(人物東海道)」(草津市蔵・中神コレクション)・「東海道名所図会」・「伊勢参宮名所図会」・「教草」(草津宿街道交流館蔵)など

②青花栽培から染料として使われるまで

青花の栽培から青花紙作成の工程、そして下絵用の絵具として使用されている状況を写真パネルとそれぞれの製作用具で紹介します。青花から友禅・絞りといった製品までを展示することで、いままであまり繋がることなかった生産者と利用者との関係を考えます。

【主な展示資料】青花摘み籠・紅鉢・刷毛・餅箱・青花紙用の紙(栗東歴史民俗博物館)・京友禅下絵道具(個人蔵)・京鹿の子絞下絵道具(個人蔵)など



7. 出陳資料点数 約 50 点

主な出陳資料



*「教草・第十四・青花紙一覧」
山本章夫撰・溝口月耕画
(明治6年 草津宿街道交流館蔵)



*青花で描かれた京鹿の子絞の下絵

◆独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部 コメント

当日 無形文化遺産部 音声映像記録研究室 石村 智(いしむら とも) 室長に同席いただきます。

東京文化財研究所無形文化遺産部では、伝統芸能や工芸技術といった無形文化財、地域の芸能や風俗・慣習、生産技術といった無形民俗文化財などの調査研究を実施しています。

昭和 25 年に制定された文化財保護法はいくたびかの改定を行いながら、文化財の範疇を広げてきました。東京文化財研究所は文化庁と協力しながら、無形文化財や無形民俗文化財に指定された文化遺産の調査研究をおこなう一方で、未だ行政的な保護措置が取られていない文化遺産についても調査研究をおこなってきました。例えば、平成 27 年度には埼玉県熊谷市と協定を結び、染織技術とその道具（用具）の関わりについての共同研究を行いました。その成果報告書およびそれにもなつて製作された映像記録は、熊谷市の文化施設「くまびあ」の伝承教室や小中学校の教育の場などで活用されています。

そしてこのたび、東京文化財研究所は草津市と協定を結び、青花紙の製作技術についての共同研究を開始することとなりました。

草津市で製作されている青花紙は、江戸時代に花開いた友禅染や浮世絵に使用された伝統材料です。青花紙を用いて製作されたと考えられる江戸時代の染織品や絵画等は、有形文化財として評価されてきました。一方、これまで人から人へと伝承されてきた青花紙の製作技術も、文化遺産として評価される可能性を持っています。近江に根付いた青花紙製作技術は、我が国の転換期を乗り越えながら現在に伝承されてきました。しかしながら現在、青花紙の使用は減り、技術者は減少しています。そのため、こうした技術の調査・記録は急務となっています。

今回、草津市との共同研究として青花紙の製作技術の調査・記録事業に関わらせていただくことで、青花紙の文化遺産としての価値を見出し、その保護に資することができれば幸いに存じます。